



＝地区街づくりの検討状況をお知らせします＝

（ただいま考え中！）

第26号 2010年7月

小田急金森泉自治会街づくりを考える会

■新しい街づくりのルールの特長について

これまで検討してきた「新しい街づくりのルール」は、その項目ごとに様々な性格のものが含まれていますので、もう一度整理してみます。

■ルールの性格は3種類

内容によって3種類のルールに分類できます。「制限」「事業／活動」「誘導」です。以下にそれぞれの特徴を示します。これまでに配布した資料にもこれら3つの性格が示されていますのでご確認ください（昨年11月配布の第18号ほか）。

■「制限」

新しい街づくりのルールの中で最も厳しい項目です。都市計画法の定める「地区計画」として制定されるよう、働きかけを行います。「地区計画」として決定されると、この「制限」の項目は法的な効力を持つようになります。だれもがわかる判断基準を示す必要があるため可否は数値によって規定されます。現行の建築協約よりも数値による規定が多いのはそのためです。

現行の建築協約の中から、私たちの暮らす街の環境を維持するために欠かせない内容を吟味していきます。

■「事業／活動」

行政（主に市）と住民とが連携をとりながら進めていく項目です。公園など公共用地の整備方針や自治会活動などがこれにあたります。私たち街の暮らしやすさをアップさせるための方針で何かを制限す

るものではありません。町田市の審査を通過すれば、町田市住みよい街づくり条例に基づき「街づくりプラン」として公表されます。

■「誘導」

私たちがこの街に暮らしていく中で「こんな場所でありたい」という目標を掲げる項目です。「今ある緑豊かな空間を大切にしたい」などの価値観を共有しておくことで、皆が少しずつ目標へ向かっていくことを期待しています。何かを制限するような性格はありません。この項目では将来の夢も積極的に取り上げていきたいと思えます。町田市の審査を通過すれば、町田市住みよい街づくり条例に基づき「街づくりプラン」として公表されます。

■町田市のホームページにも情報があります

「地区計画」は町田市内で38の地区で制定されています。都市計画課のページ (http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/toshikei/t_05/tiku_keikaku/index.html) から各地区の地区計画をダウンロードすることができます。

「街づくりプラン」は現在3地区で制定されています。街づくり推進課のページ (http://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/toshikei/t_07/prannaiyou/index.html) から各地区の街づくりプランをダウンロードできます。

パソコンをあまりご利用にならない方のために、これらのページを紙に印刷した資料を準備しますので、船橋までお問い合わせください。

(次回の定例会の予定) 2010年8月1日(日) 10時から

ふれあいもみじ館2F どなたでも気軽に参加ください。

定例会はいつも日曜日に行っていますが、お仕事などの都合で参加できない方もいらっしゃることでしょう。意見交換会を随時行いますので、お問い合わせください。

街づくりを考える会へのご意見やお問い合わせは2班 船橋

tel: 042(795)9423/E-mail: adn75950@rio.odn.ne.jp へお願いします。